

# 保安林予定森林告示附属明細書

(令和7年1月28日付け兵庫県告示第53号附属)

## 1 保安林予定森林の所在場所

洲本市五色町都志大宮字飛谷509の1、512の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

### (2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林に次に掲げる率を乗じた材積とする。

字飛谷509の1・512の1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

所在の森林 択伐率 100分の30

イ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

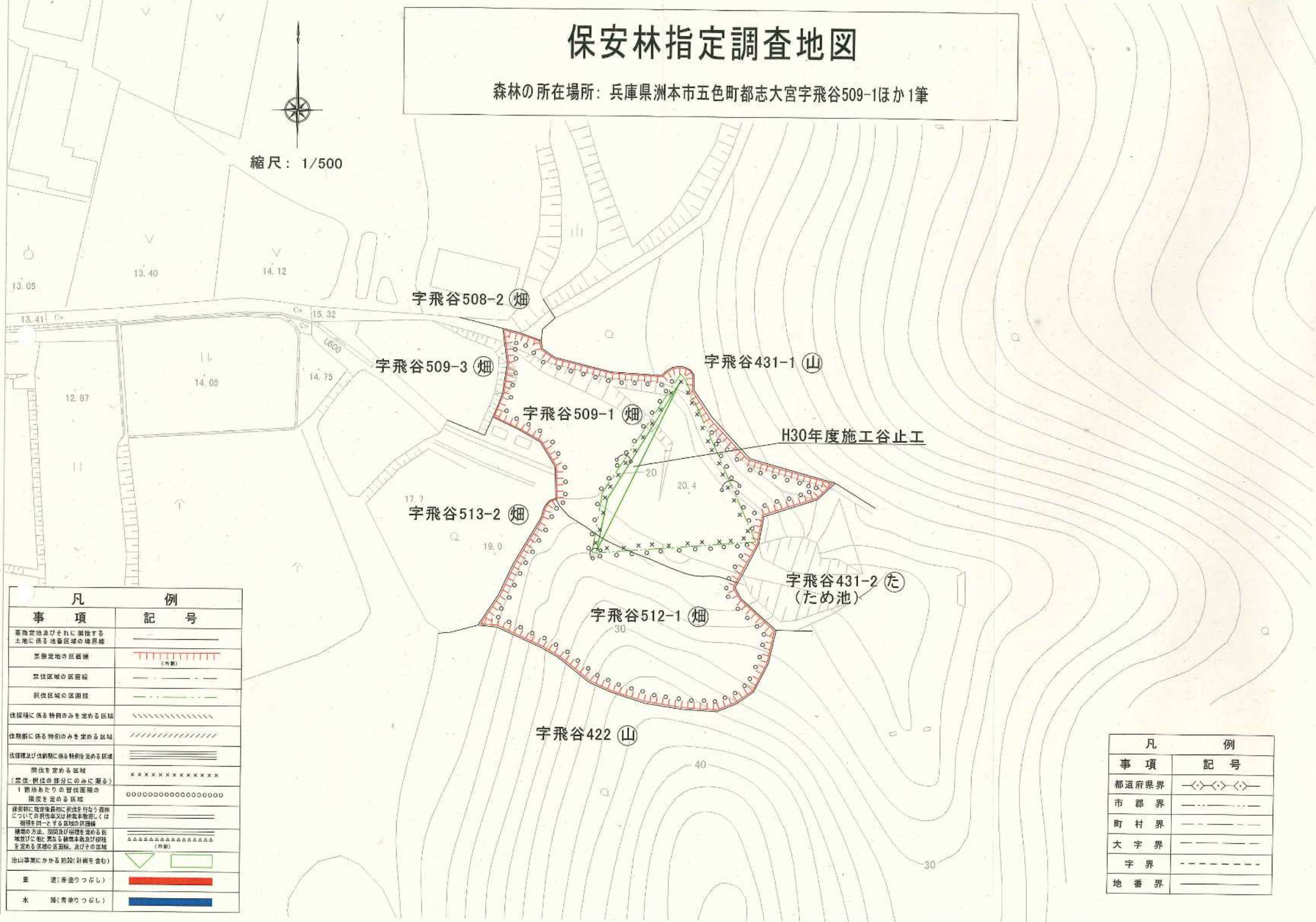
（「次の図」は、保安林指定調査地図のとおり。）

# 保安林指定調査地図

森林の所在場所：兵庫県洲本市五色町都志大宮字飛谷509-1ほか1筆



縮尺：1/500



凡	例
事項	記号
保安林指定地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	———
保安林指定地の区画線	——— (赤線)
保安林区域の区画線	——— (黒線)
伐採区域の区画線	——— (緑線)
伐採種に係る特別のみを定める区域	//////
伐期種に係る特別のみを定める区域	//////
伐採種及び伐期種に係る特別を定める区域	//////
間伐を定める区域 (保安林 伐採の部分にのみを定める)	xxxxxx
1 箇所あたりの管理面積の 限度を定める区域	oooooooooooooooooooo
保安林に指定後最初に伐採を行なう森林 については伐採後又は伐採後経過した 樹種を同一とする区域の区画線	——— (赤線)
積雪の方法、樹種及び樹種を定める区 域並びに他に異なる樹種本数及び樹種 を定める区域の区画線、及びその区域	△△△△△△△△△△△△△△ (赤線)
治山事業にかかる約限(針輪を含む)	▽ □
崖 (赤塗りつぶし)	■
水 路(青塗りつぶし)	■

凡	例
事項	記号
都道府県界	—◇—◇—◇—◇—
市 郡 界	———
町 村 界	———
大 字 界	———
字 界	———
地 番 界	———